

横浜市寿生活館並びに横浜市寿町健康福祉交流センター運営法人の定款変更に伴う指定管理者の取扱いについて

1 趣旨

横浜市寿生活館並びに横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者として指定している公益財団法人寿町勤労者福祉協会について、法人名称を「公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会」とするなど、平成 31 年 4 月 1 日を施行日として法人名称等、定款の一部変更が行われます。

当該法人は現在 2 施設の指定管理者となっていますが、法人としての同一性が保持される範囲での変更であるため、引き続き当該施設の指定管理を行うものとしします。

2 「公益財団法人寿町勤労者福祉協会」の定款変更

(1) 定款変更を行う理由

公益財団法人寿町勤労者福祉協会では寿地区の福祉ニーズに応じて事業の見直しや拡充を行ってきました。昨今の寿地区が、日雇労働者の街から高齢者が多く住む福祉ニーズの高い街へ変化する中、「健康づくり・介護予防」などの需要が増大している状況を踏まえ、将来的なまちの変化も見据えた取組を進めています。

こうした状況における法人の役割や事業を整理し、より明確な方向性のもと法人運営を行っていくため法人の定款変更を行います。

(2) 定款の変更箇所

公益財団法人寿町勤労者福祉協会定款 新旧対照表のとおり

3 対象となる指定管理施設及び指定期間

施設名称	指定期間
横浜市寿生活館	平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
横浜市寿町健康福祉交流センター	横浜市寿町健康福祉交流センターの供用開始の日から平成 36 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者の取扱いについて

横浜市指定管理者制度運用ガイドラインでは、新たな指定の手続きが必要な場合として「合併」、「分割」、「法人格の取得」があったときとされています。

この度の定款変更については、これらに該当せず法人としての同一性が保たれる範囲の変更であるため、指定管理を継続して行います。

公益財団法人寿町勤労者福祉協会定款<抜粋> 新旧対照表

現行定款	新定款
<p>○公益財団法人寿町勤労者福祉協会定款</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益財団法人寿町勤労者福祉協会と称する。</p> <p>(第2条省略)</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、労働者の福利厚生を図るとともに地域住民の福祉に関する事業を行い、もって労働者の勤労意欲の向上と地域住民の福祉向上に資することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)寿町総合労働福祉会館（横浜市宮寿町住宅を除く）の管理運営事業 (2)寿町勤労者福祉協会診療所の運営事業 (3)横浜市寿生活館の管理運営事業 (4)就労支援事業 (5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(第5条から第38条まで省略)</p> <p>附則 (1から4まで省略)</p>	<p>○<u>公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会定款</u></p> <p>(名称) 第1条 この法人は、<u>公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会</u>と称する。</p> <p>(第2条省略)</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、<u>寿地区の住民等へ保健医療を提供し、地域福祉に関する事業及び、社会参加・就労支援に関する事業等</u>を行い、もって福祉の向上に<u>資することを目的とする。</u></p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 <u>(1)地域住民等の生活環境の向上、生きがいつくり、及び相互交流推進事業</u> <u>(2)地域医療及び健康づくり・介護予防推進事業</u> <u>(3)地域住民及び生活困窮者等の相談及び生活支援事業</u> <u>(4)地域住民等の社会参加・就労等の自立支援事業</u> (5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(第5条から第38条まで省略)</p> <p>附則 (1から4まで省略) <u>5 この定款の変更は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>

参考1 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン（抜粋）

指定管理者に組織再編等が生じた場合の手続きについて

「会社」以外の法人の場合

		手続			
		指定の取消	公募	選定委員会の開催	新たな指定（議決）
類型	合併・分割	会社の場合の合併又は分割の項目を参照 ※法人の根拠法令により対応が異なる場合があるため、政策局共創推進課へ相談のうえ、対応を検討すること			
	法人格の取得	△ 現指定管理者の存続の有無により、判断。（団体として一部でも存続する場合は取消手続が必要。）	× 法人格の同一性は保たれるため、不要。	× 団体の同一性は保たれるため、不要。	○ 新たに法人格が発生するため、新たな指定が必要。 （例：法人格の無い団体⇒NPO法人）
	法人格の変更	会社の場合の「組織変更」の項目を参照（例：一般社団法人⇒公益社団法人）			
	法人名称の変更	原則、会社の場合の「商号（会社名称）の変更」の項目を参照。			

会社法上の「会社」の場合

		手続			
		指定の取消	公募	選定委員会の開催	新たな指定（議決）
類型	合併（吸収・新設） ※ 現指定管理者が「消滅会社」になる場合	× 現指定管理者は合併により消滅するため不要。	○（×） 公募を原則とするが、下記の【非公募事由】のいずれかに該当する場合は、公募によらずに、指定することができるものとする。	○ 指定管理者の業務継続能力の有無を確認するために必要。	○ 法人格の同一性は保たれないため必要。
	分割（吸収・新設） ※ 現指定管理者が「分割会社」になり、指定管理業務を遂行する能力（事業、権利義務等）が「承継会社」又は「新設会社」に移転された場合	○ 指定管理業務は不能になるが、現指定管理者の法人格は存続するため必要。	○（×） 公募を原則とするが、下記の【非公募事由】のいずれかに該当する場合は、公募によらずに、指定することができるものとする。	○ 指定管理者の業務継続能力の有無を確認するために必要。	○ 法人格の同一性は保たれないため必要。
	組織変更	× 法人格の同一性は保たれるため、不要。（例：合同会社⇒株式会社）	×	×	×
	商号（会社名称）の変更	× 法人格の同一性は保たれるため不要。	×	×	×

【非公募事由】

次のいずれかに該当する場合には非公募とする。

- 事業計画上、残存期間を指定期間とせざるを得ず、1年程度以下の短期間となり、選定業務が煩雑で非効率となり、さらには非正規雇用の増加など雇用の不安定化につながりおそれがあるため、非公募とせざるを得ない場合。
- 指定管理者不在による施設の一時閉鎖や直営化など施設の管理運営及び市民サービス提供に大きな影響を与えるため、緊急的な対応が必要で公募期間を確保できず、非公募とせざるを得ない場合。

※ 次期指定管理者が定まるまでの指定とする。

原則速やかに公募準備を行うものとするが、組織再編等に至る経緯や、市の事業計画等の諸事情を総合的・合理的に判断して次期公募の時期を決めるものとする。

参考 2 公益財団法人寿町勤労者福祉協会の概要

昭和 49 年 3 月 30 日に、寿町総合労働福祉会館（横浜市寿町住宅を除く）の管理運営を適切、かつ、能率的に行うことにより労働者の福祉厚生を図り、もって労働者の勤労意欲の高揚に資することを目的として、神奈川県と横浜市で設立しました（出捐割合 県 45：市 55）

- 1 基本金 1,000 千円
 - 2 代表者 理事長 徳田 文男
 - 3 所在地 横浜市中区松影町 2 丁目 8 番地 8
 - 4 主な事業
 - (1) 寿町総合労働福祉会館（横浜市寿町住宅を除く）の管理運営
 - (2) 横浜市寿生活館の管理運営
- 指定管理料：42,199 千円（平成 30 年度予算）